

【18歳までの被扶養者を養育している従業員の皆様へ】

18歳までの乳幼児・こども医療費助成の届出について

乳幼児・こども医療費助成制度とは

⇒自治体が一定年齢までの子どもの医療費の自己負担を無料化または軽減する制度です。

※当健保からの給付金等とお子様(孫・甥・姪も含む)の医療費助成との重複給付・支給漏れ防止のため、該当者は届出をお願いします。

次の場合は届出が必要です

届出用紙:「乳幼児・こども医療等届出票」を事業所経由にて提出してください
当健康保険組合ホームページの申請書ダウンロードコーナーにあります

- ① 対象年齢が18歳年度末(高校生)までの地域に居住…自動登録につき届出不要 になります。
※高校生等の入院医療費助成も上記に含みます。
 - ② 対象年齢が15歳年度末(中学生)までの地域に居住
 - ③ 所得制限のある地域に居住していて、所得制限に当てはまる
- 要届出 になります。

【1】 新規に扶養追加したとき…

- 入社時にお子様を扶養に追加した
かつ
- 中学生までの地域に居住しているとき
- 所得制限に該当しているとき

- お子様の出生等に伴い扶養に追加した
かつ
- 中学生までの地域に居住しているとき
- 所得制限に該当しているとき

【2】 変更があったとき…

転居による変更があったとき

- 高校生までから中学生までの地域に転入した
- 中学生までから高校生までの地域に転入した
- 所得制限のない地域からある地域に転居し、
所得制限に該当した
- 転居の結果、元々の所得制限がなくなった

所得制限による変更があったとき

- 所得制限に該当し、医療費助成がなくなった
- 所得制限から外れ新たに助成に該当した
※所得制限のある地域に居住されており、被保険者の収入の増減により、医療費助成の適用状態に変更があった場合

海外駐在のとき

- 海外駐在に赴任した
 - 海外駐在から帰任した
- ※いずれも住民票の異動を伴うとき

自治体の制度変更があったとき

- 対象年齢が中学生から高校生までになった
- 所得制限がなくなり、新たに助成に該当した
など

正しく届出されない場合、給付金等の支給漏れや返還請求が生じます

上記の例以外にも、ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先: 新明和工業健康保険組合 給付担当

TEL: 0798-56-5098 FAX: 0798-56-5099

〒665-8550 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

URL: <https://www.shinmaywa-kenpo.or.jp/>